

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その4)

平成23年

目 次

議案第 45 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 46 号	鎌倉市副市長の選任について……………	4
議案第 47 号	鎌倉市公平委員会の委員の選任について……………	6

議案第 45 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成23年9月28日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

国家公務員等であった者が副市長になった場合の退職手当の算定期間の通算等について、規定の整備を行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（国家公務員等から副市長となった者に対する退職手当の特例）

第8条 次の各号に掲げる者が、退職手当の支給を受けることなく引き続いて副市長となった場合は、その者の退職手当の算定の基礎となる在職期間に、当該各号に定める在職期間を通算する。

(1) 鎌倉市職員の退職手当に関する条例（昭和30年4月条例第4号）の規定の適用を受ける職員（以下この条において「職員」という。）以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条の規定の適用を受ける者（以下「国家公務員等」と総称する。） 当該国家公務員等としての退職手当の算定の基礎となる在職期間（次項において「国家公務員等期間」という。）

(2) 国家公務員等から、退職手当の支給を受けることなく引き続いて職員となった者 当該職員としての退職手当の算定の基礎となる在職期間（次項において「通算期間」という。）

2 前項の規定の適用を受ける者の退職手当の額は、退職の日（退職の日が2以上ある場合にあつては、最も新しい退職の日をいう。）におけるその者の給料月額及び副市長としての引き続いた在職期間（国家公務員等期間又は通算期間を除く。）を基礎として、前条第1項の規定により計算して得た額と次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額との合計額とする。

(1) 前項第1号に掲げる者が引き続いて副市長となった場合 国家公務員等を退職した日におけるその者の給料月額又は俸給月額に相当するものとして市長が定める額及び国家公務員等期間を基礎として、職員の例により計算した額

(2) 前項第2号に掲げる者が引き続いて副市長となった場合 職員を退職した日におけるその者の給料月額及び通算期間を基礎として、職員の例により計算した額

3 第1項の規定の適用を受ける者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び副市長となったときは、前条第2項の規定にかかわらず、任期ごとの退職手当の支給は行わない。この場合において、その者の退職手当の算定に当たっては、先の副市長としての引き続いた在職期間の始期

から後の副市長としての引き続いた在職期間の終期までの期間を通算する。

- 4 第1項の規定の適用を受ける者が退職後引き続いて国家公務員等となった場合は、この条例による退職手当は、支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

鎌倉市副市長の選任について

次の者を、鎌倉市副市長に選任いたしたい。

よって、地方自治法第162条の規定により、市議会の同意を求める。

平成23年 9 月28日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市常盤628番地 4

大 谷 雅 実

昭和34年12月11日生

「参 考」

略歴については省略

議案第 47 号

鎌倉市公平委員会の委員の選任について

次の者を、鎌倉市公平委員会の委員に選任いたしたい。

よって、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求める。

平成23年9月28日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市雪ノ下二丁目8番24号

堀 内 俊 一

昭和19年4月5日生

「参 考」

略歴については省略